



J Aかとり営農情報

【ごあいさつ】

「JAかとり」では現在、組合員の皆様へのタイムリーな情報提供や、活動内容を紹介するため、経済渉外担当を中心に定期的な訪問活動を行っております。是非「営農情報」をご覧ください、ご意見ご要望がありましたら、担当職員へどしどしお申し付け下さい。

営農生活活課

《水稻・本田病害虫防除について》 *水稻航空防除実施予定日

〈下 総〉	7/15~17(無人)	〈神 崎〉	7/13~14(無人)	〈大 栄〉	7/12~13(無人)
〈栗 源〉	7/21(無人)	〈山 田〉	7/19(有人)	7/12・7/22~24日(無人)	
〈小見川〉	7/12~14(無人)	〈東 庄〉	7/20(有人)	7/25(無人)	

航空防除により全体の虫の密度を低下させ、圃場や出穂時期により適期に個人防除を！！

高温に負けない米作り 《中干し後の管理について》

★出穂期前後の栄養状態を良好に保ちましょう★

出穂期前後に窒素肥料が不足すると光合成によるデンプンの生産が停滞します。その状態で夏の気温が高温になると、くず米や白未熟粒(シラタ)が増えて減収や検査等級格落ちの危険性が高くなります。

特にコシヒカリは出穂期の葉色に注意して幼穂形成期7~15日後頃(幼穂長1~8センチ)の間に穂肥を施用し、出穂期前後の稲の栄養状態を良好に保ちましょう。

★出穂後25日までは間断かんがいを実施しましょう★

出穂後に高温に風が加わると、根からの給水が追いつかず、水ストレスにより白未熟粒(シラタ)が発生しやすくなります。出穂期後14日は湛水管理を行い、出穂期後25日まで間断かんがいを行きましょう。

葉色や穂肥の診断は各経済センターの営農指導員へお問い合わせ下さい。

購買課

《猛暑に強い新設計のエムケー低温貯蔵庫》

断熱効果が約15%アップ！年間消費電力が約30%ダウンで冷却！省エネ機能が大幅アップしました。冷却ユニットはサビ・腐食に強いダブルコーティング仕様なので安心して長く使えます。

さらに豊富なカラーバリエーション！お米、野菜の鮮度、品質を長く守り、収穫したての鮮度が長持ち！稲刈り前にぜひ！！

お問い合わせはお近くの経済センターまでお願いします。

園芸課

「加工人参・加工馬鈴薯買取りを実施中！」

J Aでは加工人参・加工馬鈴薯の買取りを行っております。

また、7月上旬より加工メーカーの買取販売を予定しております。なお、規格・単価等詳細については各経済センターへ問合せ願います。

「産地直送通販サイト！J Aタウン」

かとり農協管内の旬な農産物を通販サイトで販売しています。是非ご利用下さい。

6月下旬よりデラウェア・巨峰・シャインマスカット予約販売開始！<http://www.ja-town.com/shop>

金融部門

《J Aかとり 定期貯金 夏キャンペーン 2019》

【募集期間：令和元年6月3日(月)から令和元年7月31日(水)】

☆新たなご資金で定期貯金を30万円以上ご契約いただいた方に金利上乘せ！

期間1年・・・店頭表示金利の5倍 期間3年・・・店頭表示金利の10倍 にてお預かりします。
お申し込みはお近くの窓口まで！！

《J Aバンク 農業資金のご案内》お取扱い：平成31年4月1日～令和2年3月31日

農業近代化資金保証料負担キャンペーン！ ⇒ お借入金利が実質 年0%

～J Aは農業者を応援します～

※お申し込みではなく、貸付実行日が上記期間の方
詳しくはお近くのJ Aまでご相談ください。

共済部門

《J A自転車倶楽部》(日常生活個人賠償責任補償特約付帯交通事故傷害保険)

自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。ご自身がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、他人の財物を壊して、高額な賠償金を請求されるケースもあります。

千葉県では平成29年4月1日から**自転車条例**が施行されました。

千葉県でも自転車による死亡事故・高額賠償が発生しています。

自転車事故の負傷者は**約45%が20代までの若者**です。

《J A自転車倶楽部の特徴》

年間保険料 4,800円

☆**自転車事故以外**にも乗物に搭乗中や駅の改札内でのケガを補償します。

☆賠償責任補償は本人以外に配偶者、その他親族(同居親族・別居の未婚の子)も対象となります。

☆加入年齢の制限がなく、子供から高齢者まで加入可能です。

自転車倶楽部って何？どんな時に補償されるの？・・・などなど

お問い合わせは各支店共済窓口まで！

《飼料用米等を生産する皆様へ》

飼料用米等は適正に流通させてください。

飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流しや交付金の不適正な需給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

こんな行為は違反です！

- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米として出荷し、交付金を申請する事。

さらに区分管理の場合はこんな行為も違反です！

- 飼料用米として生産した米を主食用として販売する事。
- 主食用米として生産した米を飼料用米に上積みして出荷し、交付金を申請すること。

もし、横流し等の不適正な流通が行われたら、

不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、

- ・ 当該取組の認定を取り消すと同時に、一定期間、新規需要米や加工用米の取組みを認めない。
- ・ 当年産の経営所得安定対策等にかかるすべての交付金を返還させる。
- ・ その名称及び違反事実を公表する。

などの措置が講じられることがあります。

措置対象者の範囲が
広がりました！

また、飼料用米等の販売等に関する手続きを他社に委任し、委任されたものが不適正な流通を行った場合、委任を行った取組み申請者についても上記の措置の対象となります。